

令和7年12月市議会定例会議

総務常任委員会資料

- ◆ 議案第127号 福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件中、消防本部所管分
- ◆ 報告第 26号 専決処分報告の件
 - ・専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

消防本部

議案第 127号 福島市火災予防条例及び福島市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件（消防本部所管分）

議案書65-66頁

1 改正の趣旨

林野火災の出火防止を目的とした林野火災注意報の新設、当該注意報発令による火気使用制限に伴う努力義務の追加及び、たき火行為に関する届出の明確化などにより、林野火災予防対策の向上を図る。

2 主な改正内容

(1) 林野火災注意報について

①気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することとする。

林野火災注意報発令指標	<福島市消防職員の立入検査証票及び火災警報等に関する規則>	
	発令指標	発令期間
林野火災注意報	前3日間の合計降水量が1mm以下	11月から翌年5月まで
	前30日間の合計降水量が30mm以下	

②林野火災に関する注意報発令中は火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

(2) たき火の届出

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記する。

3 条例施行予定日

令和8年1月1日

4 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第31条 火災に関する警報(消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p>	<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第31条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第31条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下、「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p>	
<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第52条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)~(6) (略)</p>	<p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第52条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)~(6) (略)</p>

報告第26号 専決処分報告の件

(議案書62頁)

専決第20号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

1 事故発生日時 令和7年8月22日（金） 午後0時54分頃

2 事故状況等 福島消防署清水分署職員が、消火活動のためホースを延長した際、停車中の相手方車両後部に、職員が着装していた空気呼吸器が接触し、相手方車両が破損した。

3 被害状況等

- ・ 人身【相手方】被害なし
【市側】被害なし
- ・ 物損【相手方】（車両損害）右後部ボディーの傷、へこみ
右後部バンパーの傷
【市側】（車両損害）被害なし

4 事故発生状況等



相手方車両の破損状況



破損状況（拡大）



事故発生状況



破損状況（拡大）

